

日南町総合文化センター照明 LED 化工事仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、日南町（以下「発注者」という。）が発注する契約内容について必要な事項を示し、受注者の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 目的

既存の照明器具（蛍光灯等）をLED照明器具に取り替えることにより、適正な環境を整備する。

3 工事場所

鳥取県日野郡日南町霞 785 番地 日南町総合文化センター施設内

4 工事内容

- ・LED照明器具本体及び付属品、その他設置に必要な資材等一式の整備。
- ・LED照明器具に更新しているものはのぞく。
- ・誘導灯、非常灯は除く。
- ・各部屋の照明の方式、配列及び設置位置は原則として既存のままとし、天井補修等は極力少なくする。
- ・照明器具の配線及び点滅回路、スイッチ等は原則既設のものを利用すること。

5 LED照明器具の設置時期

施工期限までに、設置、調整、機能確認等一式を済ませること。

6 設置場所

別紙の日南町総合文化センター照明 LED 化工事図面のとおりとする。

7 施工期限

契約の日から令和8年2月5日（水）までとする。

8 LED照明器具の仕様

- (1) 蛍光灯器具類は、別紙の工事内訳書および図面等に基づき、公共施設用照明器具の導入実績がある国内メーカーの同等以上の製品とする。
- (2) 管球類は、別紙の工事内訳書および図面等に基づき、施設用照明器具及び公共施設用照明器具の導入実績がある国内メーカーの同等以上の製品とする。
- (3) 受注者は、同等以上の製品を設置しようとする場合は、別紙図面や工事内訳書等に示す参考製品と同等以上の製品であることを証明する書類を、様式第4号の「同等品承認願」とともに質問受付期間内に日南町教育委員会事務局へ提出し、発注者が質問回答日までに当該製品が同等以上の製品であると認めた場合は、参考製品以外の製品を設置できるものとする。

9 条件事項

- (1) LED照明器具の照明器具及び光源（LED）は、新品であること。
- (2) 受注者は、設置写真（設置前・設置後）を2部提出すること。（国土交通省大臣官房庁営繕部監修の「営繕工事写真撮影要領」最新版を参照すること。）

1 0 設置作業要件

- (1) 設置作業に使用する雑材等は全て新品とする。
- (2) 契約締結後、速やかに作業計画（工程表、安全管理計画等）について、発注者の承諾を受けること。
- (3) 設置作業に伴う安全管理については、事前に発注者と打合せを行い、施設管理者及び利用者の安全確保に十分に留意すること。また、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (4) 設置作業において発生する軽微な建築工事及び補修等については、設置作業の範囲内として、受注者の負担において実施すること。
- (5) 既存の配線や吊材について劣化等が認められる場合には、発注者の指示に従い補修、交換を行うこと。軽微なものについては、本契約の範囲とする。
- (6) 停電等、管理運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程調整等を行い、事故等を防止すること。万が一、事故があった場合には速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。
- (7) 設置作業中は、粉塵等の飛散には十分な注意を払うこと。
- (8) 設置作業は、事前に発注者・施設管理者・監督員と日程等協議の上実施すること。
- (9) 設置作業要件の（1）から（8）に記載のない事項については、国土交通省大臣官房庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版の第2編電力設備工事に記載されている内容により補完する。

1 1 作業後・障害発生時の対応

- (1) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先等を記載した体制表を提出すること。
- (2) 障害発生に対応した場合は、その都度、書面による報告書を提出すること。
- (3) 設置作業終了後、完成図書（図面・仕様書等）を2部提出すること。

1 2 業務の委託

受注者は、設置作業等の業務の一部を委託する場合は、書面により発注者が指定する内容を提出し、承諾を受けなければならない。

1 3 その他

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行ったうえ作業を実施すること。
- (2) 搬入・搬出経路については、施設の運営上の支障に留意し、発注者と施設管理者の承諾を得ること。
- (3) 作業車両等を各施設の敷地内に駐停車する場合は、事前に発注者と施設管理者の承諾を得ること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、発注者及び受注者の協議のうえ決定すること。